

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

	担当課	農業経済課	検索番号	2-1
法令名	農業保険法	根拠条項	212-2	
不利益処分	改選命令違反による役員解任			
(根拠規定)				
<p>農業共済団体が前項の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該命令に係る役員を解任することができる。(第212条第2項)</p> <p>農業共済団体が第210条の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該農業共済団体に対し、期間を指定して、その役員の一部又は全部の改選を命ずることができる。(第212条第1項)</p>				
(処分基準)				
<p>農業保険法第212条第2項の規定による解任については、愛媛県知事は、同条第1項の規定に基づく農業共済組合の役員の一部又は全部の改選命令をした場合において、当該農業共済組合がこの命令に違反して指定期間内に役員改選手続きを開始せず、又は開始しても完了しなかったときは、その違反の程度、解任命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、当該農業共済組合の役員を解任するか否かを判断することとする。</p>				